

令和3年1月28日

関係団体ご担当者様各位

経 済 産 業 省  
国 税 庁

消費税の適格請求書発行事業者の登録申請の受付開始に関する  
周知等について（協力依頼）

平素から、経済産業行政並びに税務行政に多大なる御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。それに先立ち、本年10月から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されます。

事業者の方が、インボイス制度が導入される令和5年10月からインボイスを交付するためには、原則、令和5年3月末までに登録申請を行う必要があります。

国税庁においては、この登録申請の周知のため、国税庁ホームページに特設サイトを開設するとともに、別添の広告を作成し、専門紙等に掲載しているところです。

つきましては、貴団体の会員向け機関紙等（本年9月末までに発行）にて、この登録申請について周知等を行っていただける場合には、当該広告を掲載するなど、適宜御活用いただければと思います。

なお、当該広告を御活用いただく場合には、御面倒をおかけしますが、下記連絡先まで掲載紙名・掲載時期等につき、御一報いただけますようお願いいたします。

【参考】

○インボイス制度に関する詳しい情報については、国税庁ホームページ内の「インボイス特設サイト」を御参照ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

○インボイス制度に関する一般的な御相談は、専用ダイヤルで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9：00～17：00（土日祝日除く）

【掲載時期等の連絡先】

経済産業省生活製品課  
代表番号 03-3501-1511（内線 3861）  
担当：森川・戒田

【新聞記事下広告の内容に関する問合せ先】

国税庁課税部消費税軽減税率制度対応室  
代表番号 03-3581-4161（内線 3377）  
担当：原岡・梅本・鈴木

事業者の  
みなさまへ

令和5年10月1日から  
消費税の仕入税額控除の方式として  
「**適格請求書等保存方式**」  
(いわゆるインボイス制度)が導入されます。

インボイスを交付する事業者となるには  
事前に登録申請が必要です!

【登録申請受付開始:令和3年10月1日~】



登録申請は、e-Taxをご利用いただくと  
手続きがスムーズです。

※インボイスとは、登録番号のほか、一定の事項が記載された  
請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

## インボイス制度について

### 専用ダイヤル

【フリーダイヤル】 0120-205-553

【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は

国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の  
「**インボイス制度特設サイト**」をご覧ください。

特設サイトへ

